

福岡県医発第 2248 号 (総)
平成 19 年 3 月 23 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



小中学校における薬物乱用防止教室の実施について

標記につきまして、福岡県薬物乱用対策推進地方本部長より別添のとおり連絡がまいりましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明



18薬第4206号

平成19年3月12日

(社)福岡県医師会会長 殿

福岡県薬物乱用対策推進地方本部長

福岡県知事 麻生 渡

(保健福祉部薬務課麻薬係)



小中学校における薬物乱用防止教室の実施について

覚せい剤・シンナー等薬物乱用防止教育の実施につきましては、平素から取組を頂き、感謝申し上げます。

さて、麻薬等の薬物乱用問題は、全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっています。国内においても、中学生や高校生など青少年の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れ、乱用が拡大、そして低年齢化するなど深刻な情勢が続いております。

また、乱用のすそ野は確実に広がっており、薬物乱用をしない、させないためにも、誰もが薬物乱用の恐ろしさを知り、薬物乱用を決して許さない社会環境を作ることが重要でありますので、他人事ではなく、自らの問題として取り組む必要があります。

そのような状況の中、現在取り組んで頂いております、学校における薬物乱用防止教室は、これから社会人として成長していく、多くの児童・生徒の健全育成には欠かせないものであり、大変有効なものであると考えております。

今般、別添写しのとおり平成19年2月16日付け18教義第6076号、18教ス第3896号をもって県教育委員会教育長から通知が発出されたところです。

そこで、別添写しのとおり、各市町村教育委員会教育長あてに通知しましたのでお知らせします。

今後とも、ご協力頂きますようお願い致します。

＝問い合わせ先＝

事務局：薬務課麻薬係

Tel:092-651-1111 (内線 3186)

Fax:092-643-3305



(別紙)

薬物乱用防止教室の充実に向けて

- 平成 18 年度改訂版福岡県薬物乱用防止講習会講師団講師名簿を各学校に配布しております。毎年度研修を受けているボランティアの講師の方々が各地域にいらっしやいます。積極的にご活用下さい。なお、名簿が見あたらない場合はご連絡下さい。送付させていただきます。
- 講師名簿には、医師、薬剤師、保護司、教職員OB、警察OB等の個人と県警少年サポートセンター等の機関も掲載しております。講師にはそれぞれ得意分野があります。医師であれば、脳や身体に与える医学的見地からの影響について、薬剤師であれば、実験も交えたり幅広く薬物全般について、保護司であれば、元乱用者と接している関係から、本人や家族が経験した悲慘な体験談について、警察機関の方であれば、捜査の側面から経験した薬物事件について、それぞれ切り口が異なり、どれも大変有意義な講習です。毎年安易に同じ講師にお願いするのではなく、児童・生徒の発達段階等に応じて、工夫することが大切です。
- 学校によっては、ビデオ上映の他、数十分で喫煙もアルコールも薬物の話もして欲しい等の要望があり、薬物の話はほんの10分程度になり、薬物の本当の恐ろしさが伝わらない等の情報が講師から寄せられることもあります。事前に講師とよく打合せを行うとともに、生徒の感想等を講師に伝えるなど、学校と講師との双方向からの連携を深め、より充実した教室の実施に努めてください。
- 薬物乱用防止教室実施に当たっての留意点、段取り等は、財団法人日本学校保健会から「薬物乱用防止教室マニュアル」が発行されています。もよりの教育委員会に配布されていますので、参考にしてください。
- 薬務課麻薬係のホームページに、各種情報を掲載しております。教育用資材の提供や貸出も行っております。是非ご活用ください。
薬務課麻薬係のホームページの見つけ方：検索サイトで「福岡県庁」と入力し、検索すると、福岡県庁トップページが簡単に見つかります。そのトップページの左上の検索ツールに「薬務課麻薬係」と入力し、検索すると、簡単に見つかります。

平成19年3月12日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿

福岡県薬物乱用対策推進地方本部長

福岡県知事 麻生 渡

（保健福祉部薬務課麻薬係）



小中学校における薬物乱用防止教室の実施について

覚せい剤・シンナー等薬物乱用防止教育の実施につきましては、平素から取組を頂き、感謝申し上げます。

さて、麻薬等の薬物乱用問題は、全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっています。国内においても、中学生や高校生など青少年の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れ、乱用が拡大、そして低年齢化するなど深刻な情勢が続いております。

また、乱用のすそ野は確実に広がっており、薬物乱用をしない、させないためにも、誰もが薬物乱用の恐ろしさを知り、薬物乱用を決して許さない社会環境を作ることが重要でありますので、他人事ではなく、自らの問題として取り組む必要があります。

そのような状況の中、現在取り組んで頂いております、学校における薬物乱用防止教室は、これから社会人として成長していく、多くの児童・生徒の健全育成には欠かせないものであり、大変有効なものであると考えております。

今般、平成19年2月16日付け18教義第6076号、18教ス第3896号をもって県教育委員会教育長から通知が発出されたので、別紙のとおり同教室の充実に向けて留意事項を取りまとめました。各小中学校に配布頂き、活用して頂くようお願いいたします。

なお、県保健福祉環境事務所、医師会、薬剤師会、保護司会に協力の依頼をしていますので、積極的に連携頂くよう併せてお願いします。

＝問い合わせ先＝

事務局：薬務課麻薬係

Tel:092-651-1111（内線3186）

Fax:092-643-3305

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿

福岡県教育委員会教育長

学校における薬物乱用防止教育の実施について（通知）

薬物乱用防止教育につきましては、積極的に取り組んでいただいているところですが、本県における青少年のシンナー等薬物乱用の検挙補導者数は、依然として憂慮すべき状況にあります。特に、近年においては、県内でシンナー等薬物乱用により小学生が補導されるなど、薬物乱用の低年齢化も進んでいます。

このことを踏まえ、薬物乱用防止教育のさらなる充実を図るために、下記のとおり取扱いを改訂することとしましたので、今後も学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて、系統的・計画的な取組を行うよう貴管下の各学校への周知と指導の徹底をお願いします。

記

- 1 薬物乱用防止教育は、体育、保健体育をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教科・領域と関連付け、学校の教育活動全体を通じて指導すること。また、指導にあたっては、ロールプレイングなどの手法を取り入れた参加体験型学習を積極的に取り入れるとともに、家庭や地域と連携した効果的な取組を推進すること。
- 2 薬物乱用防止教育の充実を図るために行う薬物乱用防止教室は、小学校（小学部）において、原則として、第5・6学年の児童を対象に年1回以上、中学校（中学部）・高等学校（高等部）・中等教育学校において、生徒を対象に年1回以上開催すること。
- 3 薬物乱用防止教室の実施にあたっては、学校薬剤師をはじめ、警察官等、外部講師を招へいして実施するほか、学校の実態に応じて、薬物に関する専門的知識等を有する教諭及び養護教諭による指導や児童・生徒保健委員会等による調べ学習の発表など、工夫して行うこと。

※ 上記3の「薬物に関する専門的知識等を有する教諭及び養護教諭」とは、外部講師相当の専門的な知識を有し、薬物に関する研究や活動の経験のあるものをいう。

※ 指導にあたっては、別紙参考資料を活用すること。

【参考資料】

- 「指導に役立つ『薬物等乱用防止プログラム』」（平成13年2月福岡県教育センター）
- 「指導に役立つ『薬物等乱用防止教育実践事例集』」（平成13年3月福岡県教育委員会）
- 指導者用ビデオ「薬物乱用防止教室～効果的な指導のために～」（平成15年3月文部科学省）
- 「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料小学校編」（平成17年3月文部科学省）
- 「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料中学校編」（平成17年3月文部科学省）
- 「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料高等学校編」（平成17年8月文部科学省）
- 「福岡県薬物乱用防止講習会講師団講師名簿」
(平成18年度改訂版福岡県薬物乱用対策推進地方本部)